

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和6年度 第2回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和6年10月28日（月） 15時00分～16時00分		
開催場所	対面・オンライン併用会議（議会第1会議室、zoom）		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：福岡正也、猿渡修悟、柳田遊、柳下雅子、 小泉秀輔、梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、 中村基寛、石黒秀樹、内野晴雄、山上貞人（12名） 欠 席：星名隆及び奈良英俊（2名） 事務局：都市建設部－畠山部長 都市計画課－水越課長、大野副技幹、上条主事 傍聴者：1名		
議 題	○議題 （1）相模川流域下水道に関連する変更について（神奈川県決定） 諮問 ○報告事項 （1）第8回線引き見直しについて		
決定事項			
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	
議事の経過	1. 開 会 【畠山部長】 本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。定刻となりましたので、「令和6年度第2回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。 私は、議題が始まるまで進行を務めさせていただく都市建設部長の畠山と申します。よろしくお願いいたします。		

本審議会は寒川町都市計画審議会条例第 1 条に規定されているとおり、都市計画法第 77 条の 2 に基づき設置しております。また、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開であり、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できることとなっていることから、1 名にご入室をいただいておりますのでご了承をお願いいたします。

本日は委員定数の過半数である 13 名の委員さんにご出席をいただいております。寒川町都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、会議は成立要件を満たしていることを報告すると共に、行政関係の星名委員及び奈良委員につきましては所用のため欠席のご連絡をいただいております。

次に、委員の就任について、でございます。

前回の審議会以降、令和 6 年 5 月 20 日付で町自治会長よりの猿渡様が就任されましたが、会議進行の都合上委嘱状は事前に交付させていただいておりますのでご了承ください。

審議会の議事につきましては議事録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等により公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、概ね 1 時間程度を予定しておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認でございます。

次第、次第の裏面に本日の web 会議の確認事項等

資料 1 審議会の条例、その裏面に資料 2 委員名簿でございます。

資料 3 相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について

資料 4 第 8 回線引き見直しについて

資料 5 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針_計画書

資料 6 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針_計画書

資料 7 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針_計画書

資料 8 茅ヶ崎都市計画区域区分_計画書、

資料は以上でございます。過不足等はございませんでしょうか。

また、本日は Web 併用の会議となっておりますので Web 参加の方をお願い申し上げます。

会議の進行中は、委員の皆様の音声はミュートとなっております。意見やご質問の際には司会からの指名の後、ミュートを解除してご発言く

ださい。また、進行において司会が気づかない際には、マイクのミュートを解除してご発言ください。

資料につきましては zoom の画面共有機能により共有いたします。その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてご連絡ください。

続きまして、事務局の紹介です。

都市計画課長の水越、大野副技幹、その他担当職員が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり木村町長より一言ご挨拶申し上げます。

【木村町長】

大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、相模川流域下水道に関連する都市計画変更についての諮問をさせていただきます。

本都市計画変更の内容である寒川平塚幹線につきましては、相模川を挟んで左岸幹線と右岸幹線を結ぶ計画となっており、地震などの発災時において左岸と右岸の相互融通機能を確保することができる大変重要な幹線であります。

本事業は町としても非常に重要であると捉えており、これに係る都市計画変更についてご審議いただき、答申賜りますようお願い申し上げます。

【畠山部長】

ありがとうございました。

これより2-(1)の議題となりますが、事務局としましては、今後の手続きの関係から、本日の審議会において答申まで頂戴できればと考えておりますので、委員の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは梶田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

2. 議 題

(1) 相模川流域下水道に関連する都市計画変更の諮問について

【梶田会長】

皆様こんにちは。

それでは早速ですが、2-(1)の議題に入りたいと思います。

	相模川流域下水道に関連する都市計画変更（神奈川県決定案件）の諮問となります。 木村町長よろしく願いいたします。 【木村町長】 寒 都 第 755 号 令和 6 年 10 月 28 日 寒川町都市計画審議会 会長 梶 田 佳 孝 様 寒川町長 木 村 俊 雄 相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（神奈川県決定）について（諮問） このことについて、貴審議会の意見を求めます。 記 諮問第 49 号 相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（神奈川県決定） 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。 【事務局】 《 各委員及び傍聴者に諮問書の写しを配布 》
--	--

【梶田会長】

ありがとうございました。

町長には一度ここでご退席いただきます。

それではただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。なお本案件につきましては、先ほど事務局から話がありましたように、本日答申の形で審議を進めることとしてよろしいでしょうか。

【委員】

《 異議なし 》

【梶田会長】

ありがとうございます。

それでは本案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

相模川流域下水道（寒川平塚幹線）の変更について、資料を画面共有させていただきご説明いたします。

こちらが本日の主な説明内容となります。

まず1としまして、相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更概要について。次に2としまして、令和6年9月に開催した縦覧及び意見書の提出受付に係る結果について。次に3としまして、本案件に係る寒川町都市計画審議会の経緯等概要について。最後に4としまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。

それでは初めに、相模川流域下水道 寒川平塚幹線の変更概要についてご説明いたします。

まずは、本案件である流域下水道について、その概要をご説明いたします。下水道には、各自治体が単独で終末処理場を有し、汚水を処理する単独公共下水道と汚水を各自治体が個別に処理するのではなく、県が管理している流域下水道幹線で各自治体からの汚水を受け、流域下水道終末処理場で一体的に処理する流域下水道があります。今回の変更案件に係る下水道については、県が管理している流域下水道の幹線である「相模川流域下水道」に係る内容となります。

続きまして、神奈川県内における各種下水道事業のエリアについてです。図面赤色に示す自治体が単独公共下水道、青色の自治体が流域下水

道、緑色の自治体が単独公共下水道と流域下水道の両方がある自治体です。また、流域下水道については、県内 2 地域で事業を行っております。1 つ目は寒川町が属している、相模川流域下水道、2 つ目は県西部にある酒匂川流域下水道で、各 2 個の終末処理場を有しております。下水道処理場については、流域下水道の処理場の他に、単独公共下水道の処理場があります。

本日は、「相模川流域下水道」の下水処理場までをつなぐ、汚水管等の計画変更内容を説明させていただきます。

以上が流域下水道の概要についてです。

次に今回の変更である、相模川流域下水道についてご説明いたします。はじめに相模川流域下水道の処理区についてですが、相模川の流れに沿って、上流から下流側を見たときに、左側を左岸、右側を右岸と呼んでおります。行政で言うと茅ヶ崎市や寒川町などが左岸側になり、平塚市や厚木市などが右岸側となります。また、下水の処理を担う終末処理場としては、左岸側、茅ヶ崎市柳島に「柳島水再生センター」、右岸側、平塚市四之宮に「四之宮水再生センター」があります。各自治体から流域下水道幹線を流れてきた下水については、この 2 箇所の処理場にて、一年中 365 日 24 時間体制で処理を行っております。

図上赤色で、記載してあるのが今回変更を予定している「寒川平塚幹線」です。寒川平塚幹線につきましては、相模川を挟んで寒川町一之宮を通る左岸幹線と、平塚市四之宮の右岸処理場を結ぶ計画となっております。これにより、左岸側の水を右岸（平塚側）に送ることや、逆に右岸側の水を左岸（寒川側）に送ることが可能となり、大規模地震時等による災害時の相互融通機能が確保されることとなります。この機能を図ることが本事業の目的とするところであり、延長約 1.5km、管径（内径）2,000mm の幹線となっております。

今回の変更内容である寒川平塚幹線については、かながわ都市マスタープラン及び相模川流域別整備総合計画といった計画などに位置づけがされております。まず、かながわ都市マスタープランにつきましては、概ね 20 年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、令和 3 年 3 月に改定した本計画のうち「災害に強い下水道の整備」において、「被災時のバックアップ機能を確保するためのネットワーク化などについて取り組みます。」として位置づけています。また、「相模川流域下水道別下水道整備総合計画」に

	については、下水道法第2条の2に基づき、その流域の地域条件を勘案した上で、下水道整備に関する基本方針、下水道により下水を排除・処理すべき区域、下水道の根幹的施設の配置・構造・能力、下水道整備の事業実施順位などを定めることとなっており、平成28年3月に改定した本計画のうち「中期的な整備方針」において、「連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化」として、寒川平塚幹線の整備を位置付けています。 続きまして、今回予定している寒川平塚幹線の変更概要についてご説明いたします。図上、黒色の破線で示しているルートが現行の計画、赤色で示しているルートが、変更（案）の計画です。寒川平塚幹線は、平成21年2月に都市計画決定しましたが、事業実施に向けた詳細な検討を行った結果、計画に変更が生じたため、今回、都市計画変更を予定しております。左岸側である寒川町側では、寒川平塚幹線が接続する左岸幹線において、作業員の安全性の確保や交通への影響などを踏まえ、接続に係る施工方法を改めて検討した結果、接続位置を約170m北側に変更し、既設人孔を活用して接続する計画としております。また、右岸側である平塚側においては、四之宮水再生センター内の施設配置の変更などにより、一部ルートを変更する計画としております。 計画断面図は、平塚側、寒川側におけるそれぞれの代表地点での寒川平塚幹線通る深さを示した図になります。右岸側は深さ約15m、左岸側は約14mのところを寒川平塚幹線が通る計画となっております。 続きまして、計画図及び計画書についてです。令和6年5月に行った都市計画審議会でお示しした内容を基に、神奈川県が県原案として決定をし、後程報告させていただきますが、令和6年9月3日から9月17日にかけて案の縦覧等を行ったところでございます。案の縦覧に際しては、法定図書と言われる、総括図、計画図及び計画書等を公開対象としておりました。計画図では、黄色の線が変更前（当初決定）の線形を示しており、赤色が変更案の線形を示しております。計画書については、今回、接続位置を約170m北側に変更し、既設人孔を活用して接続する計画として検討していることより、当初終点を「高座郡寒川町田端」としていたところを「高座郡寒川町一之宮七丁目」として変更を予定しております。 以上が変更概要でございます。 続きまして、先日開催した都市計画案の縦覧及び意見書の提出受付に係る結果をご説明いたします。 まずこれまでの手続きの概要です。これまでに都市計画変更に係る
--	--

「都市計画説明会」を開催、その後神奈川県と町及びその他関連市町にて、都市計画素案の閲覧及び公聴会に係る公述申出の受付を行いました。こちらの内容につきましては、以前の審議会にてお伝えさせていただいたとおりです。また、その後9月3日から17日の期間にて、都市計画案の縦覧及び意見書の提出受付を行いました。都市計画案の縦覧については、都市計画法第17条第1項に基づき2週間に渡り開催したものであり、意見書の提出希望がある場合においては、同期間内にて提出の受付をしておりました。結果としてはお示しのとおり、縦覧及び意見書の提出はございませんでした。なおこちらの案件については、平塚市等関連市町においても縦覧及び意見書の提出受付を行っていましたが、寒川町と同様に期間内の縦覧及び意見書の提出はございませんでした。

以上が縦覧結果及び意見書に係る報告でございます。

続きまして、これまでの寒川町都市計画審議会での主な質疑等概要についてご説明いたします。寒川町都市計画審議会において、これまで計4回にわたり相模川流域下水道に関連する都市計画変更に係る報告をしてまいりました。1回目としては、令和5年7月開催、流域下水道等の概要の説明、今後のスケジュールについて。2回目としては、令和5年10月開催、都市計画変更概要の説明、今後のスケジュールについて。3回目としては、令和6年1月開催、都市計画変更概要の説明、都市計画説明会の報告、今後のスケジュールについて。そして前回、令和6年5月に開催した4回目としては、都市計画変更概要の説明、都市計画素案の閲覧に係る結果報告等、今後のスケジュールについて。以上のような経緯でこれまで検討を行ってまいりました。その中で、ご質問等をいただいた内容についてその概要をご説明いたします。

まず1回目の審議会についてです。こちらでは寒川平塚幹線の概要について、建設費等の検討について、のご質問等をいただき、回答をいたしました。次に2回目の審議会についてです。こちらでは今までの課題と今回の事業実施に向けた経緯について、効果や目的について、周辺事業者や居住者への影響について、幹線の構造及び概要について、のご質問等をいただき、回答をいたしました。次に3回目の審議会についてです。こちらではA事案区域に対する対応についてのご質問等をいただき、回答をいたしました。最後に前回の4回目審議会についてです。こちらでは事業スケジュールについてのご質問等をいただき、回答をいたしました。

以上がこれまでの都市計画審議会の概要であり、本案件については手

続きの各所にてご報告をさせていただき、検討を進めてまいりました。
最後に、今後のスケジュールについてです。

本計画変更に関しては、令和 5 年 12 月 15 日及び 16 日に都市計画説明会の開催、また、令和 6 年 4 月 5 日から 4 月 26 日の期間にて、都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出の受付、6 月には県より原案確定の通知があり、9 月 3 日から 17 日の期間にて案の法定縦覧及び意見書の提出受付を行いました。手続きの各所にて、計 4 回の審議会にて報告をいたしました。今回の審議会の目的は、県の都市計画審議会へ付議するにあたり、先ほど町長より諮問があった内容について改めてご説明させていただくものです。なお、今後の手続きの流れとしましては、本日答申を諮り、その内容を神奈川県に報告、そして県都市計画審議会へ付議する予定となっております。また、最終的な都市計画変更の告示は、令和 6 年度中を予定していると伺っております。

以上をもちまして、相模川流域下水道の都市計画変更に係る説明とさせていただきます。

【梶田会長】

ただいま、事務局からの説明が終わりました。

前回までに計 4 回の報告をいただいております、本日は最終的な報告とのことでした。

何かご意見ご質問等ございますか。

【福岡委員】

第 1 回目の都市計画審議会の概要及び質疑応答にてお答えいただいた内容である建設費用について、結果的に費用は上がるのでしょうか。

【事務局】

今回は平成 21 年の当初決定より、事業実施に向けルートを再検討したものです。当初決定で想定していたルートについては T 字の形で接続することを検討していましたが、作業員の安全性の確保や交通への影響などを踏まえ、当初通り T 字のまま接続を検討する際には大幅に切り回しを行う等の必要が生じております。今回は接続位置を約 170m 北側に変更し、L 字の形で接続をすることを検討しており、以上のような想定での検討のもと検討した結果として、当初決定で想定していた T 字の形で接続するよりも今回の変更案である L 字の形で接続の方が費用は抑えられると伺っています。

	【梶田会長】 県の都市計画審議会はいつ開催されるのでしょうか。 【事務局】 11 月 13 日の予定です。 【梶田会長】 その他皆様から、他に何かございますか。 無いようですので、審議を終了したいと思います。 それでは先ほど町長から諮問をいただいたので、答申内容の確認をしていきたいと思います。議題(1)「相模川流域下水道の変更について(神奈川県決定)」の答申書の内容について、特に意見等が無ければ「適当と認める」ということでよろしいでしょうか。 【各委員】 《 異議なし 》 【梶田会長】 ありがとうございます。 それでは事務局より答申案の作成をお願いいたします。少々お時間をいただき、ご用意できましたら事務局よりお願いいたします。 【事務局】 《 答申案をスクリーンに映写 》 【梶田会長】 相模川流域下水道の変更について、ただいまスクリーンに示されている答申書（案）の内容で提出させていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 【各委員】 《 異議なし 》 【梶田会長】 ありがとうございます。
--	--

	それでは議題 2 - (1)「相模川流域下水道の変更（神奈川県決定）」については、この内容で答申してまいりたいと思います。 事務局より答申書の用意ができるまで暫時休憩といたします。 《 暫時休憩 》 【梶田会長】 休憩を解きまして、会議を再開します。 ただいまより、本日の諮問に対する答申をいたします。 【梶田会長】 寒 都 計 審 第 3 号 令和 6 年 10 月 28 日 寒川町長 木 村 俊 雄 様 寒川町都市計画審議会 会長 梶 田 佳 孝 相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（神奈川県決定）について（答申） 令和 6 年 10 月 28 日付け、寒都第 755 号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。 記 相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（神奈川県決定） よろしく願います。
--	---

【事務局】

《 各委員及び傍聴者に答申書の写しを配布 》

【梶田会長】

ありがとうございました。

なお、諮問書及び答申書につきましては、後日事務局より、皆様に配布する議事録に写しを添付していただきますので、よろしくお願いいたします。

【町長】

答申賜り、誠にありがとうございます。

町といたしましては、今後の都市計画決定の告示及び早期の事業着手に向けて、引き続き神奈川県と調整を行ってまいります。

また、第8回線引き見直しなど町にとって重要な都市計画案件が控えておりますので、委員の皆様には今後も引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【梶田会長】

ありがとうございました。

続きまして、次第3 報告事項に入りたいと思いますが、町長におかれましては、他の公務によりここでご退席いただきます。

3. 報 告 事 項

(1) 第8回線引き見直しについて

【梶田会長】

本日は報告事項が1件あります。

それでは報告事項(1)「第8回線引き見直しについて」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第8回線引き見直しについて、資料を画面共有させていただき、ご説明いたします。

	本日の主な説明内容となります。まず1としまして、第8回線引き見直しに関連する変更概要について。次に2としまして、先日開催をした都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出について。最後に3としまして、今後の手続き等のスケジュールについてご説明いたします。 それでは、第8回線引き見直しの変更概要についてご説明いたします。そもそも線引き見直しは、「都市計画区域ごとに方針を定める」こととなっており、寒川町においては、茅ヶ崎市と一体となった「茅ヶ崎都市計画区域」として指定されているため、第8回線引き見直しにおいても「茅ヶ崎都市計画区域」として、茅ヶ崎市と併せた方針の見直しを予定しております。また、概ね10年後の将来予測のもと、通称「整開保」と呼ばれる方針などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、その区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものです。 次に第8回線引き見直しに関連して、茅ヶ崎都市計画区域で決定を予定している内容です。本案件に関しては、神奈川県が決定する案件及び関連して町が決定する案件があります。県決定案件として、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針及び区域区分の変更を検討しております。また、区域区分の変更に関連した町決定案件として、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更を検討しております。 続いて、こちらの内容に係る概要をご説明いたします。整開保等の方針については、茅ヶ崎都市計画として「防災街区整備方針」を除く3つの方針の検討をしております。こちら3つの方針について、令和6年5月に開催した都市計画審議会でお示しした内容を基に神奈川県及び茅ヶ崎市と調整し、神奈川県が県素案（公聴会案）を定めております。この県素案の内容を基に、素案の閲覧及び公聴会の公述申出期間を設けることとされており、後程報告させていただきますが、令和6年9月6日から9月27日にかけて閲覧等を行ったところでございます。素案の閲覧に際しては、法定図書と言われる、各方針、計画書などを公開対象としておりました。 区域区分に関しては、こちらにお示しの5つの項目に基づき変更を予定しております。こちらについても先ほどの3つの方針と同様に、素案の閲覧及び公聴会の公述申出期間を設けておりました。また、県決定案件である、区域区分の変更（即時編入）に関連して、こちらにお示しのとおり、町決定案件である用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更を予定しております。区域区分の即時編入としては2箇所予定
--	--

	しておりますが、そのうち「④さむかわ中央公園周辺地区」に関連して用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更を予定しております。町決定案件についても、県決定案件と同期間にて素案の閲覧及び公聴会の公述申出期間を設けておりました。 用途地域の計画図、高度地区の計画図、防火地域及び準防火地域の計画図を資料に添付しております。 以上が、第8回線引き見直しの変更概要です。 次に、先日開催した、都市計画素案の閲覧等手続きを含む、現在までの手続きの経緯をご説明いたします。まず、これまでの手続きの概要として、今年度4月19日及び21日に都市計画変更に係る「都市計画説明会」を開催し、それぞれ19日に4名、21日に5名の参加がありました。神奈川県、茅ヶ崎市及び寒川町にて、市町から県に対して案の申し出を行った後、都市計画素案の閲覧及び公聴会に係る公述申出の受付を行いました。現在までにこのような手続きを行っており、今後の手続きにつきましては、後程ご説明いたします。 次に素案の閲覧及び公聴会の公述申出の結果についてです。令和6年9月7日から同月27日の期間にて、都市計画素案の閲覧及び公聴会に係る公述申出の受付を行いました。結果としましては、寒川町に関しては素案閲覧及び公述の申出がございませんでした。また、期間内に公述申出がなかったことより、令和6年10月21日に予定していた、公聴会は開催しないことといたしました。 以上が都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出に係る概要です。 最後に、今後の手続き等のスケジュールについてご説明いたします。本日は計画の内容及び手続きの進捗状況について報告させていただき、神奈川県が県原案を決定した後、案の法定縦覧を2週間行う予定となっております。その後、来年度夏頃に予定している、町の都市計画審議会にて最終的な案の報告及び「諮問・答申」をさせていただく予定です。また、その内容を神奈川県に報告し、県の都市計画審議会に付議される予定でございます。なお、最終的な都市計画変更の告示は、令和7年度中を予定していると伺っております。 町の都市計画審議会につきましては、今後も報告並びに審議をしていただく予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、第8回線引き見直しに関連する都市計画変更に係る説明とさせていただきます。
--	---

【梶田会長】

ありがとうございます。

第8回線引き見直しについても以前よりご報告をいただいております、現在手続きの途中ということですが、皆様から何かご意見ご質問等ございますか。

【柳田委員】

2点お伺いします。

P17にて説明いただいた素案の閲覧及び公述の申出について、寒川町は人口約5万人であり茅ヶ崎市は約25万人いる中で素案の閲覧が0名だったのか改めてお伺いします。

続いて、これまでも整開保を始めとした様々な質問があり、第7回目の見直しから変わっていない部分もあると思いますが、上位計画である総合計画や都市マスタープランに変更が無く整開保の記載が変更していないということもあると思います。寒川町の中で課題が無いのであれば変更しなくても良いと思いますが、例えば人口集中地区面積については約20%程度増加しており現在進行形で都市のスプロール現象などが生じていると思います。周辺市町村において人口集中地区面積を見たときには平塚市が約1.7ha、寒川町が約1.2haほど拡大しており、行政面積が狭い寒川町においても2番目に都市が広がっているという課題があると思います。また、農地転用について考えた際にも、市街化調整区域内の農地がどんどん転用されてしまい、トラックが止まっているであったり、稲作から見たら公害であったりなど、周辺住民とのトラブル等の課題があると思います。

今回の線引き見直しについて、自治体の上位計画が変わらなければ方針に記載できない等の事情はあるとは思いますが、本来は新たに見直しをするのであれば都市課題解決のためでなければいけないと考えています。今回は反映されていない部分もあると思いますが、そういった都市課題を今後の方針に繋げていくため、次回の線引き見直しに向け都市計画課として今後どのように検討していくのか意見等があればお伺いします。

【事務局】

1点目の素案の閲覧及び公聴会の公述申出結果についてお答えします。本日の報告について、寒川町については素案の閲覧及び公述申出が

無かった旨をお伝えしましたが、茅ヶ崎市においては公述申出が1件あり公聴会が開催された旨を伺っています。なお、公聴会の内容については、茅ヶ崎市域内についての意見であると伺っています。

2点目の都市マスタープランなど上位計画における記載や寒川町内のスプロール現象等に対する対応についてお答えします。ご指摘のとおり総合計画や都市マスタープランにおける記載がないものを整開保等方針に位置付けることは難しいところではありますが、町の課題の1つである都市のスプロール現象等については、コンパクトシティという考え方を持つべきであると国からも提唱されており、それに基づき立地適正化計画の策定等を視野に入れて検討を行っていきたいと考えております。

また、現行の都市マスタープランや総合計画に現状位置付けの無い新たなまちづくりに係る検討については、必要性を検討した中で都市マスタープランや整開保等の位置付けを検討していきたいと考えております。

【柳田委員】

ご回答いただいたとおり今回の見直しについては、上位計画に記載等が無い場合方針を変更できないという旨は理解しています。しかし本来であれば計画を見直す際に都市の課題も解決されるべきであると思いますので、今後は上位計画である総合計画等に係る改定の必要性を検討し、次回の第9回線引き見直しに向けて検討を繋げていただけたらと思います。以上意見をお願いします。

【梶田会長】

今後立地適正化計画の策定に向けた検討や都市マスタープランとの連携などを見据えて検討をしていただければと思います。

公聴会については広報をされているということですが、町民の方の関心が得られるような対応を検討していただければと思います。

【福岡委員】

確認事項になりますが、今回の報告は私の認識では用途地域等の関連する町決定の内容報告でありそれに伴う審議と考えておりました。

柳田委員から質問があった整開保等県決定に係る部分も今回の審議内容に入ってくるという認識なのでしょうか。

【事務局】

今回の報告に係る内容については、町決定の内容のみならず県決定の内容も含めた報告となっています。また、今回の報告の主な目的としては、県決定及び町決定を含む内容である、先日実施した素案の閲覧及び公聴会の公述申出に係る結果報告であり、町決定だけの報告ではありません。

【梶田会長】

ありがとうございます。

県との協議も含めて引き続き検討をしていただければと思います。

他にございますか、よろしいでしょうか。

それでは、報告案件については終了とさせていただきます。

4. そ の 他

【梶田会長】

続きまして、その他に入らせていただきます。

事務局より何かございますか。

【事務局】

その他の事項としまして、町として検討している事項についてご報告をいたします。

寒川町都市マスタープランは、概ね 20 年後を見据えた寒川町の都市計画行政の基本となるものであり、令和 3 年 4 月に改定しています。また、現行の都市マスタープランに係る点検・見直しについては、町民満足度調査を 2～3 年ごとに実施しまちづくりの成果として公表、そして 4～5 年ごとに見直しの必要性を検討するとしているところでございます。

本プラン策定から 3 年が経過している現在までは、毎年実施している「寒川町総合計画アンケート調査結果報告書」の内容を基に都市に係る満足度等を確認してまいりましたが、今後都市マスタープラン見直しの必要性を検討するため、その前段階として都市計画関連における独自のアンケート（満足度調査）実施を検討しております。

なお、アンケートの内容やまちづくりの成果としての検証・評価方法につきましては、素案がまとまり次第本審議会等にてご報告及びご意見

	等をいただきたく存じます。 本日は今後町としてこのような取組みを検討しているという報告をさせていただきましたが、今後も引き続き皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 【梶田会長】 ありがとうございます。 今回の審議会以降に、満足度調査等について報告があるとのことでした。皆様よろしくお願いいたします。 ぜひいろいろな方の意見を聞きながら町民の方がどう思っているのかなど、都市マスタープランがより良いものになればと思いますので引き続き検討をお願いします。 委員の皆様からは全体を通して何か意見ございますか。 無いようですので、次第4その他を終了したいと思います。 また、本日の案件は以上となりますので、進行を事務局にお返しします。 4. 閉 会 【畠山部長】 梶田会長、議事の進行ありがとうございました。 今回の審議会開催予定でございますが、本年度末頃に開催を予定しております。開催につきましては、日程を含めて改めて皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご審議いただきありがとうございます。これをもちまして、令和6年度第2回寒川町都市計画審議会を閉会いたします。Web参加の方は、随時退出ボタンを押してご退出をお願いいたします。 ありがとうございました。
配付資料	資料 1 寒川町都市計画審議会条例 資料 2 寒川町都市計画審議会委員名簿 資料 3 相模川流域下水道寒川平塚幹線の変更について 資料 4 第8回線引き見直しについて 資料 5 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針_計画書 資料 6 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針_計画書

	資料 7 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針_計画書 資料 8 茅ヶ崎都市計画区域区分_計画書
議事録承認委員及び議事録確定年月日	出席委員全員により承認（令和 6 年 12 月 20 日確定）